

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第2章 通関業	第2章 通関業
第1節 許可	第1節 許可
(営業所の定義) 8-1 法第8条《営業所の新設》に規定する営業所とは、通関業務が行われる事務所をいい、営業所の名称が付されていないものであっても、実質的に通関書類の作成審査等が行われる事務所であれば、原則として、同条の営業所に該当するが、通関業者の施設等で、職員が常駐せず、単に連絡（簡単な書類の訂正を含む。）、待機等のために使用されるもの又は特定の取引先の施設等で、当該特定取引先の依頼により、通関業者が職員を派遣して通関書類を作成するために使用されるもの（当該施設等で通関士の審査又は通関業者の押印が行われていない場合に限る。）は、営業所には該当しない。 なお、通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が情報通信機器を活用して、労働時間の全部又は一部において、自宅で通関業務に従事する勤務形態（以下「在宅勤務」という。）を導入する場合においては、当該勤務場所（自宅）は当該従業者の所属する営業所の一部となるので留意する。この場合、同条又は法第9条《営業所の新設に係る許可の特例》に規定する手続は要しない。	(営業所の定義) 8-1 法第8条《営業所の新設》に規定する営業所とは、通関業務が行われる事務所をいい、営業所の名称が付されていないものであっても、実質的に通関書類の作成審査等が行われる事務所であれば、原則として、同条の営業所に該当するが、通関業者の施設等で、職員が常駐せず、単に連絡（簡単な書類の訂正を含む。）、待機等のために使用されるもの又は特定の取引先の施設等で、当該特定取引先の依頼により、通関業者が職員を派遣して通関書類を作成するために使用されるもの（当該施設等で通関士の審査、 <u>押印</u> 又は通関業者の押印が行われていない場合に限る。）は、営業所には該当しない。 なお、通関業者の通関業務に従事する通關士及びその他の通關業務の従業者が情報通信機器を活用して、労働時間の全部又は一部において、自宅で通關業務に従事する勤務形態（以下「在宅勤務」という。）を導入する場合においては、当該勤務場所（自宅）は当該従業者の所属する営業所の一部となるので留意する。この場合、同条又は法第9条《営業所の新設に係る許可の特例》に規定する手續は要しない。
第2節 業務	第2節 業務
(設置義務のない営業所に通関士を設置した場合の書類審査) 14-1 法第14条《通關士の審査等》に規定する <u>通關士の審査及び記名</u> の義務は、通關士を設置する必要のない営業所に通關士を置いた場合であっても負うものとする。	(設置義務のない営業所に通關士を設置した場合の書類審査) 14-1 法第14条《通關士の審査等》に規定する <u>通關士の審査、押印</u> の義務は、通關士を設置する必要のない営業所に通關士を置いた場合であっても負うものとする。
(通關士に審査及び記名をさせることができない場合の措置) 14-2 通關業者が通關士の疾病その他の理由により審査が必要とされている通關書類につき、通關士による審査及び記名（「記名」は、電子情報処理組織による申告等にあっては、「通關士識別符号を使用させて申告等の入力」と読み替える。後記33-1（「通關士の名義貸し」の意義）において同じ。）をさせることができなくなった場合には、直ちにその旨を書面をもって通關業監督官に届け出るよう指導する。	(通關士に審査及び記名 <u>押印</u> をさせることができない場合の措置) 14-2 通關業者が通關士の疾病その他の理由により審査が必要とされている通關書類につき、通關士による審査及び記名押印（「記名押印」は、電子情報処理組織による申告等にあっては、「通關士識別符号を使用させて申告等の入力」と読み替える。後記33-1（「通關士の名義貸し」の意義）において同じ。）をさせることができなくなった場合には、直ちにその旨を書面をもって通關業監督官に届け出るよう指導する。

新旧対照表

【別紙4】

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第3章 通関士</p> <p>第2節 通関士の資格</p> <p>(「通関士の名義貸し」の意義)</p> <p>33-1 法第33条《名義貸しの禁止》に規定する「その名義を他人に通関業務のために使用させる」とは、次のような場合をいう。</p> <p>(1) 通関士が自ら通関書類の審査を行うことなく他人に自己の記名をさせる場合</p> <p>(2) 法第32条第1号《通関士の資格の喪失》の規定に該当し、通関士でなくなった者で異動の届出のない者が、通関書類に通関士としての自己の記名をさせる場合</p>	<p>第3章 通関士</p> <p>第2節 通関士の資格</p> <p>(「通関士の名義貸し」の意義)</p> <p>33-1 法第33条《名義貸しの禁止》に規定する「その名義を他人に通関業務のために使用させる」とは、次のような場合をいう。</p> <p>(1) 通関士が自ら通関書類の審査を行うことなく他人に自己の記名<u>押印</u>をさせる場合</p> <p>(2) 法第32条第1号《通關士の資格の喪失》の規定に該当し、通關士でなくなった者で異動の届出のない者が、<u>自己の印章を他人に貸し与え</u>、通關書類に通關士としての自己の記名<u>押印</u>をさせる場合</p>